

Press Release



報道関係者 各位

平成25年8月22日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用•賃金福祉統計課

調査官松尾保

専門官 田部美樹

労使関係第二係 (内線 7667、7668)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)3145

平成 24 年「労働争議統計調査」の結果

~「総争議」の件数は596件で過去最少を更新~

厚生労働省では、このほど、平成 24 年「労働争議統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「労働争議統計調査」は、我が国における労働争議について、行為形態や参加人数、要求事項などを調査し、実態を明らかにすることを目的としています。本調査では労働争議を2種類に大別しており、労働組合や労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、同盟罷業(ストライキ)などの争議行為が現実に発生したものを「争議行為を伴う争議」、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したものを「争議行為を伴わない争議」とし、この2種類を合わせて「総争議」としています。

【調査結果のポイント】

1 終免議

平成24年の件数は596件(前年612件)で3年連続の減少となり、比較可能な昭和32年以降、最も少なかった。

【P5 第1表、第1図、P11 附表】

- 2 争議行為を伴う争議
 - (1) 全体では前年と比べて件数、総参加人員、行為参加人員とも増加した。

件数 79件(前年57件)

総参加人員 50,190人(同33,472人)

行為参加人員 12,361 人(同8,604人)

(2) 半日以上の同盟罷業では前年と比べて件数は増加したが、行為参加人員と労働損失日数は減少した。

件数 38件(前年28件)

行為参加人員 1,233 人 (同 1,674 人)

労働損失日数 3,839 日 (同 4,378 日)

【P5 第1表、P6 第2表、P11 附表】

3 労働争議の主要要求事項

争議の際の主な要求事項(複数回答、計596件)は、「賃金」に関するもの(268件)が最も多く、次いで「経営・雇用・人事」(241件)、「組合保障及び労働協約」(175件)の順となった。

【P9 第6表】

4 労働争議の解決状況

平成 24 年中に解決した労働争議(解決扱いを含む)は 520 件(前年 478 件)で、そのうち「労使直接交渉による解決」は 96 件(同 97 件)、「第三者関与による解決」は 209 件(同 178 件)となった。

【P10 第7表】

詳細は、別添概況をご参照ください。